令和8年11月10日版

令和7年度補正予算
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

松浦市中小企業者等省エネ設備導入支援補助金

募集要項

（注意）この補助金は中小企業者向けです。家庭の省エネ家電買換え支援ではありません。

（注意）すでに契約、発注、支払などを行っているものは、補助の対象外です。

松浦市産業振興課

1. 事業の目的

電力等のエネルギー価格高騰の影響を受けている、市内で事業を営む中小企業者等のエネルギーコストに要する経費削減につながる省エネ設備更新の取組みを支援します。

2. 本補助金の全体スケジュール

内容	時期
申請書提出期間	令和8年5月1日～令和8年11月30日
実績報告期限	令和8年12月25日

※補助金交付予定額が補助枠に達した時点で受付を終了します。
※申請書類及び必要書類一式が不備・不足なく揃ったものから審査となります。
※受付から交付決定までの事務処理期間の目安は 10 日間程度です。
※ただし、やむを得ない理由により期限内の提出が困難な場合は、必ず事前に担当課までご相談ください。
事情によっては期限経過後の提出を認める場合があります。

3. 用語の定義

●中小企業者等　次に掲げるものをいう。

ア　中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する事業者

イ　法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 4 条第 1 項に規定する法人税を納める義務がある人格のない社団に該当するみなし法人

ウ　収益事業を行う一般社団法人又は一般財団法人

●事業所　次に掲げるものをいう。

中小企業者等が事業のための専有施設として所有若しくは賃借する事務所や店舗等で、常設的に事業を行っているものをいう。

●省エネ設備　次に掲げる設備をいう。

下記のいずれかの性能を有し、更新する設備が事業用として使用するもの。

(1)省エネ機器

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)の規定により定められた機器ごとの省エネ基準達成率 100%以上(省エネ性マークが緑色)のもの。

□ エアコン　□ LED 照明機器　□ 冷凍・冷蔵庫　□ 温水機器・エコキュート
□ ガス調理器具

(2)指定ユーティリティ設備

経済産業省が行う「令和6年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業(Ⅲ)設備単位型」「令和7年度補正予算省エネ・非化石転換補助金(3)GX 設備単位型/設備単位型」において、経済産業省が指定する団体が当該ホームページで型番を公表しているもの。

□ 高効率空調　□ 業務用給湯器　□ 高性能ボイラ　□ 高効率コージェネレーション

□ 変圧器　□ 冷凍冷蔵設備　□ 産業用モータ　□ 調光制御設備

設置区分	種別
高効率空調	電気式パッケージエアコン
	ガスヒートポンプエアコン
	チリングユニット
	吸収式冷凍機
	ターボ冷凍機
業務用給湯器	業務用ヒートポンプ給湯器
	潜熱回収型給湯器（ガス・石油）
高性能ボイラ	蒸気ボイラ
	温水ボイラ
高効率コージェネレーション	高効率コージェネレーション
変圧器	油入変圧器
	モールド変圧器
冷凍冷蔵設備	電気冷蔵庫
	電気冷凍庫
	冷凍機内蔵形ショーケース
	コンデンシングユニット
	冷凍冷蔵ユニット
産業用モータ	産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機
調光制御設備	無線式調光制御設備
	有線式調光制御設備
	人感・明るさセンサ付調光制御設備

（注意）カタログ、パッケージ等に統一省エネラベル等の表示や省エネ性能に関する記載があり、導入により事業所全体の消費エネルギーの減少が見込める機器であること。
（補足） 機器の買い替えによりエネルギーコストを低減し、経営効率化を図れること。

4. 補助対象者

松浦市内に事業所を有する中小企業者等で、以下の要件をすべて満たす者（以下「補助対象者」という。）。ただし、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める場合はこの限りではない。

（1） 松浦市内で事業を営んでおり、市内の事業所に設備等を導入すること。
（注意）既存設備の入れ替え（更新）のみが対象
（2） みなし大企業でないこと。
（補足）次のいずれかに該当する中小企業（以下、「みなし大企業」）は除きます。

①発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業
②発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業
③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業

（3） 取り組む事業が１次産業（農業、林業、漁業）でないこと。

（4） 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと。

（5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。

（6） 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている事業者でないこと。

（7） 公序良俗に反することを事業目的とする事業者でないこと。

（8） 法令に違反する事業、違反する恐れがある事業及び消費者保護の観点から不適切であると認められる事業でないこと。

（9） 納付すべき松浦市税を滞納していないこと。

（10） 許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。

（11） 交付申請後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。

（12） 関係法令を遵守していること。

5. 補助対象設備

補助金の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、省エネ設備で、補助対象者が、自らの事業活動に使用するために、市内の事業所に導入する省エネ設備であること。

ただし、上記にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助対象設備としない。

（1） 省エネ設備の新設及び増設

（2） 交付決定の日より前に当該省エネ設備の導入に係る契約等を締結しているもの

（3） 変更交付申請をした場合であって、変更交付決定の日より前に、変更交付申請書に係る当該省エネ設備の導入の変更契約等を締結しているもの

（4） 同一の導入省エネ設備において、国や他の地方公共団体等が行う補助金等が交付又は交付される見込みのあるもの

（5） 補助対象事業者自らが使用する事業所以外の住宅や社員寮、賃貸用物件等（マンション、アパート、テナント等）の省エネ設備

（6） 中古品、リース、レンタル、オークション品の省エネ設備

（7） 補助事業の目的に適合しないもの

6. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次の各号に定める経費とする。ただし、既存設備の撤去・処分に要する経費、消費税及び地方消費税に相当する額、自社内部の取引による経費、各種保証・保険料、リサイクル料、振込手数料等については、対象外とする。

（1） 設備費：省エネ設備の購入に要する経費

（2） 設計費：省エネ設備の導入に必要な設計費等
（3） 工事費：省エネ設備の導入に不可欠な工事に要する経費
（設備の運搬に必要な経費を含む。）

（注意）
1 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合は、「補助事業における利益控除の方法」に定める方法により利益等を控除すること。
2 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除外すること。
3 値引きがある場合は、値引き後の金額を補助対象経費とすること。補助対象経費と補助対象外経費の区別がない値引き額がある場合は、値引き率を出して計算し、それを補助対象経費に適用した金額を補助対象経費とすること。

（補助事業における利益控除の方法）
ア 利益等排除の対象となる調達先
以下の（1）～（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとします。

（1） 補助事業者自身
（2） 100%同一の資本に属するグループ企業
（3） 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）

イ 利益等排除の方法
（1） 補助事業者の自社調達の場合
原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

（2） 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。この場合の売上総利益率は小数点第 2 位を切り上げて計算する。

（3） 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上する。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）にお

ける売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注意）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

なお、（2）及び（3）が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではない。

7. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の定めにより算出した補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（市内に事業所を有する事業者からの購入の場合は、3分の2を乗じて得た額）とし、上限を50万円、下限を10万円として、予算の範囲内で交付する。

ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

補助金の算定方法

【補助対象経費】×1/2（市内事業所からの購入の場合は 2/3）＝【補助金額】（1,000 円未満切り捨て）

8.補助金の交付

補助金の交付は、補助対象者1者につき、1回限りとする。

9. 申請

（1）申請書提出期間　令和8年5月1日～令和8年11月30日

（注意）受付順で補助金の交付審査を行い、予算がなくなり次第、募集を修了します。

（2）申請書類（提出部数：各１部）

① 松浦市中小企業者等省エネ設備導入支援補助金交付申請書
② 事業計画書
③ 収支予算書
④ 誓約書兼確認書
⑤ 補助対象経費の内訳が分かる見積書の写し
⑥ 法人の場合は直近の事業年度の確定申告書別表一（一）の控えの写し又は履歴事項全部証明書
⑦ 個人事業主の場合は令和7年分の確定申告書第一表控えの写し又は開業届の写し
⑧ 省エネ設備導入前の現場写真等
⑨ 導入する省エネ設備の製品名及び型番等が分かる書類（見積書に記載があれば不要）
⑩ 市内の事業所の所在地が確認できる書類（本社が市外の場合のみ）
（例：事業所名が付された請求書や納品書の写し）
⑪ 市税の完納証明書（発行から3か月以内のもの）
⑫ その他市長が必要と認める書類

（補足）①、②、③、④の様式は、松浦市ホームページからダウンロードできます。

（補足）⑧については、記入した内容と突合できるように、設置場所や使用状況が確認できるよう設備全体の写真や型番の記載がある個所を撮影してください。

（3）提出先（郵送または持参）
〒859-4501　松浦市志佐町浦免 1807 番地
　松浦商工会議所

10. 選考方法
（1）書面審査
　審査受付後、随時、選考基準に基づく審査を行い、総合的に判断し、交付決定を行います。
（2）選考基準
・事業効果
・費用対効果
・経費の妥当性

11. 補助事業の実施（申請後）
（1）補助金の交付
　申請受付後、随時、審査を行った後に、松浦市が交付決定を行い、決定通知書を送付します。
必ず、交付決定を受けてから、事業に着手してください。交付決定前の事前着手分は補助対象経費として認められません。また、補助金の支払いについては、実績報告後に精算払いを行います。

（2）変更申請
　事業内容に変更が生じた時は、速やかに松浦商工会議所または松浦市へ連絡してください。
軽微な変更を除き、「松浦市中小企業者等省エネ設備導入支援補助金変更交付申請書」を提出し、内容変更について、変更の決定を得る必要があります。
　なお、変更決定前に着手した場合、対象外として取り扱われますので、ご注意ください。

（3）実績報告書の提出等
　事業完了後30日以内、または令和8年12月25日までのいずれか早い日までに、実績報告書に必要な書類を添えて提出してください。
① 松浦市中小企業者等省エネ設備導入支援補助金事業実績報告書
② 事業実績書
③ 収支精算書
④ 導入した省エネ設備の明細書及び取得価額を明らかにする書類（購入・施行事業者の情報が確認できること。）導入した省エネ設備の納入日を明らかにする書類
提出証憑（納品書、請求書、領収書、振込書控えなど）
⑤ 導入した省エネ設備の設置後の写真（原則型番がわかるように）
⑥ 既存設備の処分が完了したことを証する書類（処分事業者から受け取る書類）

⑦ その他市長が必要と認める書類
（補足）①、②、③、⑥の様式は、松浦市ホームページからダウンロードできます。

12. その他
（1）補助事業の経理
本事業に係る収入支出の事実を明確にした帳簿及び支出証拠書類（請求書、領収書等）を整理し、これらの書類を、補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

（2）財産の管理等
補助事業により取得した設備、その他の財産については、補助事業が完了した後も管理台帳等を備えて管理してください。
また、導入設備の処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数の期間）は、多用途への転用、貸付、譲渡などの財産の処分に制限があります。この期間内に財産を処分する場合は、補助金の全部又は一部を市に返納する必要が生じることがあります。

13. 留意事項
（1）経費の支払いについて
支払いの事実を確認するため、実績報告時に見積書、注文書、請書、納品書、請求書、銀行振込控、領収書等の証拠書類の写しを提出する必要があります。
支払方法は、金融機関からの振込を原則とし、領収書等により確認ができる場合は、現金払いも可とします。
（補足）クレジット決済の支払日は、銀行での引落日となりますので、クレジット会社からの明細書と引落がわかる書類を添付すること。
（補足）手形による支払いは、手形を振り出した日ではなく、実際に支払いがされた日となります。事業期間内に全額支払う必要があります。なお、自ら振り出したものではない約束手形による支払いは、補助対象経費として認められません。

〇申請書類等の提出先、申請手続き等に係る問合せ先
〒859-4501 松浦市志佐町浦免 1807 番地　松浦商工会議所
電話番号：0956-72-2151　FAX番号：0956-72-0199

〇上記以外の本補助事業に係る問合せ先
〒859-4598 松浦市志佐町里免 365 番地　松浦市役所 産業振興課
電話番号：0956-72-1111（内線 243、257）　FAX番号：0956-72-2292